

青森県報

号外第三十六号

平成二十八年
三月三十日
(水曜日)

目 次

公営企業

- 青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程 (病院局 経営企画室) …… 一
- 青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 …… (同) …… 二

公 営 企 業

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第一号

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局の組織等に関する規程 (平成十九年三月青森県病院事業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「と。いう。」に「」の下に「医療の質総合管理センター」を加え、同条第六項中「及び新生児科」を「新生児科及び成育科」に改め、同条第九項中「臨床検査・輸血部」を「臨床検査部、輸血・細胞治療部」に改める。

第七条第一項第六号中「臨床検査・輸血部」を「臨床検査部」に改め、同号イ中「細菌」の下に「血液学」を加え、同号ハ中「病理部」の下に「及び輸血・細胞治療部」を加え、同号ニを削り、同号ホ中「二」を「八」に改め、同ホを同号ニとし、

同号ヘ中「二」を「八」に改め、同ヘを同号ホとし、同号ト中「二」を「八」に改め、「及び動物舎」を削り、同トを同号ヘとし、同号チをトとする。
第七条第一項中第十一号を第十三号とし、第七号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

八 輸血・細胞治療部の分掌事務は、次のとおりとする。

イ 血液製剤の需給、管理及び検査に関する事。

ロ 細胞治療に関する事。

ハ 医療並びにイ及びロの検査に関する文書、統計及び諸記録に関する事。

ニ 医療用並びにイ及びロの検査用の器械器具類の管理に関する事。

ホ イ及びロの検査に係る検査室に関する事。

第七条第一項中第六号を第七号とし、第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 医療の質総合管理センターの分掌事務は、次のとおりとする。

イ 医療の質の向上の推進及び総合的管理に関する事。

ロ 医療の質 (医療の質指標・患者満足度調査・職員満足度調査等) の測定、分析及び公表に関する事。

ハ その他医療の質の継続的な改善活動及び組織横断的な活動に係る支援に関する事。

別表第一中央病院の項中

がん診療センター	センター長、統括部長、科に部長、副部長及び技師長
----------	--------------------------

を

医療の質総合管理センター	センター長、副センター長
がん診療センター	センター長、統括部長、科に部長、副部長及び技師長

に

総合周産期母子医療センター	センター長、副センター長、部長、副部長
---------------	---------------------

を

総合周産期母子医療センター	センター長、副センター長、科に部長及び副部長
---------------	------------------------

に

救命救急センター	センター長、部長、 副部長
中央診療部門	部門長、部に部長、 病理指導監、薬剤指導監、 部長代行、副部長、 技師長及び副技師長

を

救命救急センター	センター長、部に部長及び副部長
中央診療部門	部門長、部に部長、 病理指導監、臨床検査・ 輸血指導監、薬剤指導監、 医療の質向上推進監、 統括臨床検査技師長、 部長代行、副部長、 技師長及び副技師長

に改

める。
別表第一薬剤指導監の項に次のように加える。

医療の質向上推進監	医療の質の向上の推進及び特に命ぜられた事務に従事する。
統括臨床検査技師長	臨床検査技師が所属する科又は部の部長を補佐し、所属の職員を指揮監督する。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第二号

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員の給与に関する規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「標準」を「基準」に改め、同条中「前条の給料表に定める職務の級の」を「職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基つきこれを前条の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その」に改め、「標準的な」を削り、「級別標準職務表」を「級別基準職務表」に改め、「とし、同表に掲げる職務とその複雑

困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるもの」を削る。
第四条を次のとおり改める。

第四条 臨床心理士、精神保健福祉士、管理栄養士、臨床工学技士、視能訓練士、歯科衛生士、歯科技工士及び助産師（以下「臨床心理士等」という。）の初任給の基準は、別表第三に定める初任給基準表に定めるとおりとする。

2 臨床心理士等の職務の級を決定する場合に必要な資格は、別表第四に定める在級期間表に定めるとおりとする。

附則第七項中「四万七千五百円」を「四万八千三百円」に改める。
別表第四を別表第三とし、別表第三を次のように改める。

別表第四 在級期間表（第四条関係）

ア 病院局行政職給料表在級期間表

職 種	職 務 の 級						
	二級	三級	四級	五級	六級	七級	
臨床心理士 精神保健福祉士 社会福祉士	三	四	四	二	二	三	

イ 病院局医療職給料表（在級期間表）

職 種	職 務 の 級				
	二級	三級	四級	五級	
管理栄養士	二・五	五	三	別に定める	
臨床工学技士 視能訓練士	一	五	三	別に定める	
歯科衛生士	二・五	五	別に定める	別に定める	
歯科技工士	二・五	五	別に定める	別に定める	

備考

1 職種欄の「管理栄養士」、「臨床工学技士」又は「視能訓練士」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「大学卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級二級の欄中「二・五」とあり、及び「一」とあるのは、「〇」とする。

2 職種欄の「歯科衛生士」又は「歯科技工士」の区分の適用を受ける者のうち、

その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「短大三卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級二級の欄中「一・五」とあるのは、「一」とする。

ウ 病院局医療職給料表(三)在級期間表

助産師	職 種			
	一級	三級	四級	五級
○			別に定める	別に定める
	五			

別表第二中「級別標準職務表」を「級別基準職務表」に、「標準的な職務」を「基準となる職務」に改める。

別表第二の病院局行政職給料表級別基準職務表の六級の項中「処理する」を「行う」に改め、同表中

七級	2 1 経営企画室長の職務 つくしが丘病院運営室長の職務
----	---------------------------------

七級 困難な業務を行う室長の職務
に改

別表第二の病院局医療職給料表(一)級別基準職務表の表を次のように改める。

イ 病院局医療職給料表(一)級別基準職務表

職務の級	基 準 と な る 職 務
一級	医師の職務
二級	相当高度の知識経験に基づき困難な業務を行う職務
三級	高度の知識経験に基づき困難な業務を行う職務
四級	極めて高度の知識経験に基づき困難な業務を行う職務

別表第二の病院局医療職給料表(二)級別基準職務表の表を次のように改める。

ウ 病院局医療職給料表(二)級別基準職務表

職務の級	基 準 と な る 職 務
一級	技師の職務

二級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う技師の職務
三級	主査の職務
四級	困難な業務を行う主査の職務
五級	総括主幹又は主幹の職務
六級	高度の知識経験に基づき困難な業務を行う職務
七級	極めて高度の知識経験に基づき困難な業務を行う職務

別表第二の病院局医療職給料表(三)級別基準職務表の一級の項中「准看護師」を「技師」に改め、四級の項中「処理する」を「行う」に改め、五級の項中「看護師長」を削り、同表中

二級	2 1 看護師の職務 保健師又は助産師の職務
----	---------------------------

二級 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う技師の職務
に、

六級	2 1 病院の看護部次長又は看護指導監の職務 つくしが丘病院の看護部長の職務
七級	中央病院の看護部長の職務

六級 高度の知識経験に基づき困難な業務を行う職務
七級 極めて高度の知識経験に基づき困難な業務を行う職務
に

改める。

別表第五の病院局医療職給料表(一)以外の給料表が適用される職員の中で

中央病院薬剤指導監

を

中央病院薬剤指導監
中央病院医療の質向上推進監
中央病院統括臨床検査技師長

に改める。

別表第五の病院局医療職給料表(一)が適用される職員の中で

医療管理監

を

医療管理監

に改める。

中央病院医療の質総合管理センター長

別表第十中、「第一助手又は指導医一名まで（いずれも麻酔科医師を除く。）」を「及び執刀医以外の手術に従事する医師一名まで（院長が特に必要と認めた場合は、手術に従事する医師二名まで。いずれも麻酔に従事する医師を除く。）」に、「従事する者」を「処置に従事する医師」に、「従事する麻酔科医師」を「麻酔に従事する医師」に改める。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭